ＤＸ審査支払機構・国保統一事例

【　投薬　】

８８４　滲出性中耳炎に対するトスフロキサシントシル酸塩水和物（小児用）の算定について

《令和８年１０月３０日》

○　取扱い

滲出性中耳炎に対するニューキノロン系抗菌薬であるトスフロキサシントシル酸塩水和物（オゼックス錠小児用、オゼックス細粒小児用等）の算定は、原則として認められない。

○　取扱いを作成した根拠等

トスフロキサシントシル酸塩水和物（オゼックス錠小児用、オゼックス細粒小児用等）は、細菌性疾患である中耳炎に適応があるが、滲出性中耳炎は必ずしも細菌感染によるものではない。

以上のことから、滲出性中耳炎に対するニューキノロン系抗菌薬であるトスフロキサシントシル酸塩水和物（オゼックス錠小児用、オゼックス細粒小児用等）の算定は、原則として認められないと判断した。